

# 山梨県公報

第千三百九十五号

平成十五年

六月三十日

月 曜 日

## 目次

道路の区域変更(三件)…………… 四〇三  
 道路の供用開始(五件)…………… 四〇四  
 土地改良区の定款の一部変更…………… 四〇五  
**公 告**  
 特定非営利活動法人の設立の認証申請…………… 四〇五  
 土地改良区役員の退任及び就任…………… 四〇五  
**正 誤**  
 平成十五年四月二十一日付け第千三百七十六号中…………… 四〇六

## 告 示

### 山梨県告示第三百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十五年七月二十二日まで一般の縦覧に供する。  
 平成十五年六月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 甲府昇仙峡線
- 三 道路の区域

区 間	甲府市山宮町字鳴塚六三番の三地内
旧新の別	敷地の幅員 (メートル)
旧	九・〇
新	一〇・五
延長	(メートル)
旧	四・〇
新	

新	八・七	四・〇
旧	九・〇	

### 山梨県告示第三百六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十五年七月二十二日まで一般の縦覧に供する。  
 平成十五年六月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

区 間	南巨摩郡早川町大字湯島字居平七五五番地 先から 南巨摩郡早川町大字湯島字居平七六五番の 一地先まで
旧新の別	敷地の幅員 (メートル)
旧	九・四
新	一四・五
延長	(メートル)
旧	九七・八
新	一一・〇
延長	(メートル)
旧	九七・八
新	一一・〇

### 山梨県告示第三百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十五年七月二十二日まで一般の縦覧に供する。  
 平成十五年六月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 南アルプス公園線
- 三 道路の区域

区 間	
旧新の別	敷地の幅員 (メートル)
旧	
新	
延長	(メートル)
旧	
新	

南巨摩郡早川町大字奈良田字緑真黒一〇六  
三番の一地先から  
南巨摩郡早川町大字奈良田字中塚八七番地  
先まで

新	旧
五・〇 三七・六	四・八 七・三
一一〇・〇	一一〇・〇

**山梨県告示第三百六十二号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十五年七月二十二日まで一般の縦覧に供する。  
平成十五年六月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道 公園線	南アルプス公園線	南巨摩郡早川町大字湯島字居平七四一番の三地先から 南巨摩郡早川町大字湯島字延命所六七五番の一地先まで	二六〇・八	平成十五年六月三十日

**山梨県告示第三百六十三号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十五年七月二十二日まで一般の縦覧に供する。  
平成十五年六月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道 公園線	南アルプス公園線	南巨摩郡早川町大字奈良田字緑真黒一〇六三番の一地先から 南巨摩郡早川町大字奈良田字中塚八七番地先まで	一一〇・〇	平成十五年七月一日

**山梨県告示第三百六十四号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十五年七月二十二日まで一般の縦覧に供する。  
平成十五年六月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道 公園線	南アルプス公園線	南巨摩郡早川町大字保字大上双里一〇三五番の二地先から 南巨摩郡早川町大字保字大上双里一〇四一番の五地先まで	三六六・四	平成十五年六月三十日

**山梨県告示第三百六十五号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十五年七月二十二日まで一般の縦覧に供する。  
平成十五年六月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道 線	釜の口塩沢	南巨摩郡南部町大字成島字竹の花三七三番の一地先から 南巨摩郡南部町大字南部字御所村二三九番の一地先まで	二三〇・三	平成十五年六月三十日

**山梨県告示第三百六十六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局身延建設部において、この告示の日から平成十五年七月二十二日まで一般の縦覧に供する。  
平成十五年六月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	光子沢大野線	南巨摩郡身延町大字清子字水窪 三三三四番の一地先から 南巨摩郡身延町大字清子字河原 二四三六番の一地先まで	二五・一〇	平成十五年 六月三十日

### 山梨県告示第三百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成十五年六月二十三日徳島壇土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成十五年六月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

## 公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十五年六月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

一 申請のあった年月日 平成十五年六月十七日  
二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人 住まいるネットワーク
- 2 代表者の氏名 渡辺讓
- 3 主たる事務所の所在地 都留市田原三丁目二番二十六号
- 4 定款に記載された目的

この法人は、在宅で援助が必要な高齢者やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、住民参加とたすけあいの精神のもとに、地域に根ざした住環境の整備と向上に関するサービスを提供し、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会

三 縦覧期間 平成十五年六月十七日から同年八月十七日まで  
づくりの増進に寄与することを目的とする。

● 土地改良区役員の退任及び就任  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、長浜土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。  
平成十五年六月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	三浦 昭	南都留郡足和田村長浜七三九番地	平成十五年五月十一日
同	梶原 義兼	同 五二四番地	同
同	三浦 広明	同 七七五番地	同
同	三浦 重矩	同 一五二五番地二	同
同	三浦 友弥	同 八一三番地一	同
同	三浦 由一	同 七九九番地一	同
同	三浦 利信	同 七八一番地	同
同	三浦 喜策	同 一二七一番地	同
同	三浦 準治	同 七八三番地	同
同	梶原 力	同 一四二一番地三	同
同	宮下 勝彦	同 五三六番地	同
同	三浦健三郎	同 七二二番地	同

二 就任

役職名	氏名	住 所	就任年月日
監事	宮下 勝彦	同 五三六番地	同
同	三浦健三郎	同 七二二番地	同

